

東稜高校は自転車通学の生徒が多い！意外と知らない自転車の交通ルールを紹介します

京都府警察より

自転車のルール！

- ①自転車は車道が原則・歩道は例外
- ②車道は左側通行
- ③並進は禁止
- ④ながらスマホやイヤホン着用はダメ
- ⑤歩道は歩行者優先で車道寄りを通行
- ⑥交差点での一時停止と安全確認
- ⑦未就学児はヘルメットを着用
- ⑧飲酒運転は禁止 など



ルールを守らなかったら？

罰則等

イヤホン・傘差し	5万円以下の罰金
右側通行	3か月以下の懲役または 5万円以下の罰金
無灯火	5万円以下の罰金
軽車両の並進	2万円以下の罰金 または料料
飲酒運転	5年以下の懲役または 100万円以下の罰金

特に忘れやすいのは左側通行

自転車が通行することができる路側帯は道路の左側部分に設けられたものに限られます。

＊自転車の歩道の通行が認められるケース

- ・歩道に「自転車通行可」の道路標識や道路標示がある場合。
- ・歩道に「普通自転車通行指定部分」の道路標示がある場合。
- ・運転者が13歳未満又は70歳以上または身体の障害を有する者である場合。



自転車交通可の標識

まとめ

- ・自転車にも守るべきルールが沢山ある。
- ・自転車を使う以上、ルールを頭に入れておく。
- ・自転車も自動車と同様に一つ一つの行動が命取りになる。
- ・ルールを守らないと事故の被害者にも加害者にもなる。
- ・注意されたら素直に聞く。
- ・自分達の登校を見直しましょう！

ルールを守ろう！

